# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	令和3年度子育で世帯への臨時特別給付金支給に関する事務 【令和4年3月31日終了】

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神戸町は、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を与える事を理解し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

### 評価実施機関名

神戸町長

#### 公表日

令和5年7月14日

#### I 関連情報

連絡先

_I 関連情報					
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金支給に関する事務				
②事務の概要	令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金の申請があった者に係る資格審査 《支給対象者等》 1 支給対象 令和3年9月分の法による児童手当の受給者、高校生を養育している者であって前年の所得が法第5条第1項に規定する政令で定める額未満である主たる生計維持者又はそれに準ずる者(法第4条第1項第4号に規定する設置者を含む。)及び新生児の児童手当受給者(原則) 2 支給額 対象児童1人につき10万円 3 所得制限 あり(児童手当法第5条に準じる。)				
③システムの名称	総合行政システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー				
2. 特定個人情報ファイル:	名 ·				
子育て世帯臨時特別給付金支	ないでは、一般では、一般である。				
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)第9条第 1項、別表第一の100の項 ・行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める 事務を定める命令第73条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で 定める事務を定める命令第七十三条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示				
4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定				
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号、別表第二の121の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で 定める事務及び情報を定める命令第59条の4				
5. 評価実施機関における	担当部署				
①部署	民生部子ども家庭課				
②所属長の役職名	子ども家庭課長				
6. 他の評価実施機関					
なし					
7. 特定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求				
請求先	〒503-2305 岐阜県安八郡神戸町大字神戸1111番地 神戸町役場 総務課 0584-27-3111				
8. 特定個人情報ファイル(	の取扱いに関する問合せ				

〒503-2305 岐阜県安八郡神戸町大字神戸1111番地 神戸町役場 子ども家庭課 0584-27-3111

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		令和	13年12月1日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
[ 基礎	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書			
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。						
2. 特定個人情報の入手(†	青報提供ネットワークシス	ステムを通じた入手を	·除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[ ]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネットワ	一クシステムを通じた				
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[ ]	]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)	)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・ジ	肖去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
8. 監査						
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	查 [ ] 外部監査			
9. 従業者に対する教育・啓	<b>多発</b>					
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている	5 ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月14日	〒7月14日 表紙一評価書名 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金支給に関する事務		令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金支 給に関する事務【令和3年3月31日終了】	事後	